

# ここがかわりました! 介護保険

人生80年といわれる長寿の時代となり、ますます高齢化が進むと予想されています。皆さん誰もが直面することとなる介護の問題を、社会全体で支えていくしくみが「介護保険」です。

今後、介護を必要とする方の増加にともない、介護サービス量も増大すると見込まれています。このような状況に対応するため、介護保険料の改定を行いました。また、利用者のニーズに合わせて、介護サービスの内容が一部見直されました。

## かわりました! ★1 サービスの見直し

在宅での自立した生活を支援し、また施設で介護を受ける場合もできる限り在宅に復帰できるように見直し、利用者が適正で効率的なサービスを提供できるようにサービス内容が一部変更されました。

### 訪問介護(ホームヘルプサービス)

#### 費用の負担を明確化

従来の身体介護・家事援助・複合型の3区分から身体介護・生活援助(家事援助の名称変更)の2区分となりました。

#### 介護タクシーの費用設定

乗り降りの介助や、乗る前や降りた後の移動の介助を行う介護タクシーについて、訪問介護の特別な類型として費用が設定されました。

#### 利用時間の延長

通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア)について、1日のうちの8時間を超えた利用についても、介護保険の対象となりました。

#### 福祉用具の貸与拡大

次の5つの福祉用具が新たに給付対象となりました。(入浴リフト、段差解消リフト、立ち上がり用椅子、スライディングボード、六輪歩行器)

#### 居宅療養管理指導

きめ細かく個別的な指導管理をはかるため、利用できる回数を増やしました。([例]医師・歯科医師が行う場合=1回/月→2回/月など)

#### 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の充実

画一的な集団での生活ではなく、在宅のくらしに近い日常生活を通しての介護を行うために、個室と少人数向けスペースを備えた小規模生活単位型介護老人福祉施設の整備が推進されます。

## ●●介護保険の需要が増えています●●

### 介護を必要とする人の増加

市内における65歳以上の方の人数は、毎年増加し、平成19年度までには13,450人、高齢化率(人口に占める65歳以上の方の割合)17.8%になると予想されています。また、高齢化にともない、寝たきりや痴呆などで、介護が必要な方も増えています。

市の要支援・要介護認定を受けている方の推移をみると(表1)、介護保険制度が始まった平成12年4月には491人でしたが、平成15年3月末には、939人と大幅に増加しています。今後も要支援・要介護認定を受けている方が増加し、平成17年には1,340人、平成19年には1,756人になると見込まれます。

表1 要介護認定者数

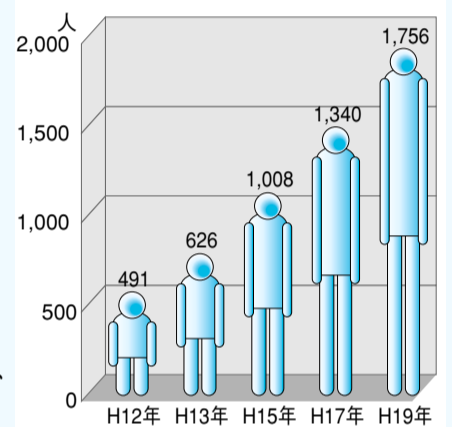
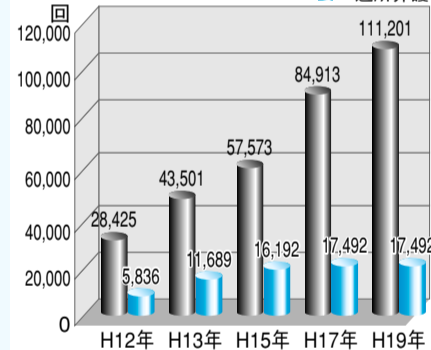


表2 サービス利用量



### サービス利用量の増加

介護保険制度の定着とともに、サービスを利用する方の数や利用量が増えています。また、訪問介護(ホームヘルプサービス)などの在宅サービスを提供する事業者やデイサービスセンター、グループホーム、老人保健施設などが整備され、サービスも充実してきています。今後も市では、介護が必要な方が必要なサービスを利用できるよう、サービス事業者の参入を促進していきます。

## 介護保険で利用できるサービス

市町村の介護認定を受けることにより、次のサービスを費用の原則1割負担で利用できます。

### 在宅サービス

- 訪問介護(ホームヘルプサービス)  
ホームヘルパーが介護や身の回りの世話をします。
- 訪問入浴介護  
入浴車がお宅に訪問して入浴介護をします。
- 訪問看護  
看護師などが、療養上の世話や診療補助を行います。
- 訪問リハビリテーション  
理学療法士や作業療法士などがリハビリを指導します。
- 通所介護(日帰り介護・デイサービス)  
デイサービスセンターなどで、介護や身の回りの世話・機能訓練を行います。
- 通所リハビリテーション(日帰りリハビリテーション・デイケア)  
介護老人保健施設や病院などに短期入所し、介護や身の回りの世話・機能訓練を行います。

- 短期入所生活介護(ショートステイ)  
特別養護老人ホームなどに短期間入所して、介護や身の回りの世話・機能訓練を行います。
- 短期入所療養介護(ショートステイ)  
介護老人保健施設や病院などに短期入所し、看護や医学的管理下における介護・リハビリテーションを行います。
- 特定施設入所者生活介護  
有料老人ホームなどに入所し、介護や身の回りの世話・機能訓練などを行います。
- 痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)  
痴呆の状態にある要介護者を対象に、グループホームで介護や身の回りの世話・機能訓練などを行います。※要支援の方は利用できません
- 福祉用具の貸与  
車いすとその付属品、特殊ベットとその付属品、床ずれ予防具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、痴呆性老人徘徊感知機器、移動用リフトなど
- 福祉用具の購入費の支給  
腰掛便座などの購入費の支給(支給限度額年

- 間10万円)
- 住宅改修費の支給  
小規模な住宅改修についての費用を支給(支給限度額20万円得手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料変更、引き戸などへの扉の取り替え、洋式便器などへの便座の取り替え)
- 施設サービス※要支援の方は利用できません
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所  
介護などの日常生活上の世話や機能訓練・その他必要な世話をします。
- 介護老人保健施設への入所  
病状の安定した方を対象に、機能訓練を中心とする医療ケアや介護、日常生活上の世話をします。
- 介護療養型医療施設(療養病床など)への入所  
長期療養の必要な高齢者を対象に、介護などの世話・機能訓練・その他必要な医療を行います。